

新たに「群馬大学共同研究講座」の制度が始まります！

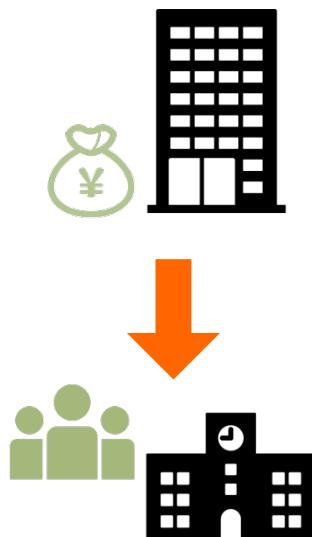


共同研究講座とは

共同研究講座は、民間機関等から共同研究費として資金の提供を受け、大学内に研究組織を設置する制度です。

従来の共同研究とは大学内に研究拠点が構築される点で異なり、創出された成果を民間企業等と大学で共有する点で寄附講座とも異なります。

民間企業等と大学の知識と技術を融合することにより、共同研究拠点を形成し、これを共同で運営することにより、イノベーションを創出しようとする新たな取り組みです。



<一般の共同研究と比べたメリット>

- ◆ 設置する講座に企業名や製品名などを冠することができるるので、民間企業等のピーアール効果が期待できます。
- ◆ 大学内に研究拠点(ラボ)を優先的に割り当てます。
- ◆ 当該民間機関等研究员を本学に派遣するとき研究料が不要です。

特徴

<寄附講座と比べたメリット>

- ◆ 民間企業等の研究员を在籍出向として講座教員として受け入れ、客員または特任の教員としての称号を付与します。
- ◆ 研究成果(知的財産等)は別途締結する契約に基づき共有することができます。

概要

- 講 座 民間機関等からの申込みを受けて大学の諸手続を経て設置されます。
- 設置期間 2年～10年(延長もできます)
- 費用 用 人件費や研究経費など講座の運営に係る直接的な経費と直接経費の30%に相当する間接経費からなります。
- 講座構成 原則、教授相当者又は准教授相当者1名、准教授相当者又は助教相当者1名の教員2名で構成します。
民間機関等に所属する研究員を派遣し、特任教員とすることもできます。
- 契 約 講座の設置にあたり「共同研究講座設置契約書」を締結します。
その他、知的財産や秘密保持の取扱いなど、別途契約をします。

申請に必要な書類



- ① 共同研究講座申込書（様式1号）
- ② 共同研究講座の概要（様式2号）
- ③ 講座担当教員の履歴書（様式3号）
- ④ 就任承諾書（様式4号）

設置までの流れ

- ① ご関心をお持ちの民間機関等の方は、下記へご連絡ください。専門分野を担当するURA(リサーチ・アドミニストレータ)が仲介し、本学教員との橋渡しを行います。
- ② 研究分野の研究を行っている本学の教員との間で、共同研究講座の設置に関する相談を行います。
- ③ 共同研究講座設置の申込みをいただきます。
- ④ 大学の諸手続(教授会等の審議)を経て学長が承認します。
- ⑤ 契約を取り交わします。 ↗
- ⑥ 共同研究経費をお支払いください。
(請求書を発行します)。 ↘
- ⑦ 研究スペース(ラボ)を割り当てます。 ↘
- ⑧ 講座を開設するとともに、学内の規程に基づいて教員を採用します。 ↘
- ⑨ 研究をスタートします。 ↘
- ⑩ 特許出願等があれば、別途共同出願契約などを締結します。

〈問い合わせ先〉



国立大学法人群馬大学
研究・产学連携推進機構
研究推進部产学連携推進課

T E L : 0 2 7 - 2 2 0 - 7 5 4 1
E-M a i l : a-sangaku@jimu.gunma-u.ac.jp